

菊陽町こども計画

(令和7年度～令和11年度)

【概要版】



令和7年3月
熊本県 菊陽町

1 計画策定の概要

(1) 策定の趣旨

本町では、令和2年3月に「第2期菊陽町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、様々な子育て支援策を推進してきました。

しかしながら、全国的にみると、人口減少、少子高齢化の進行、核家族世帯やひとり親世帯の増加、非正規雇用の増加や女性の就労率の高まりなど、子どもを取り巻く環境が大きく変化する中、子どもが安心して過ごせる居場所づくり、子育ての孤立化、子どもの虐待、子どもの貧困などへの対策など、様々な課題への対応が求められています。

このような中、教育・保育及び地域子育て支援事業を提供する体制の整備や、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境整備をより一層促進することを目的に「菊陽町子ども計画」を策定します。

(2) 計画の位置付け

本計画は、国の子ども大綱や子ども基本法を勘案し、前期計画に新たに子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に規定する市町村計画や子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する市町村子ども・若者計画を包含し、子ども施策を総合的に推進するための計画とします。

また、本町の上位計画である「菊陽町総合計画」、「菊陽町地域福祉計画」をはじめ、その他の関連計画との整合を図っていきます。

(3) 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。



(4) 計画の対象

本計画は子ども・若者・子育て当事者に関する施策について定めます。本計画で、「子ども」とは、子ども基本法第2条に基づき「心身の発達の過程にある者」とし、必要な支援が特定の年齢で途切れることなく提供されることを図ります。

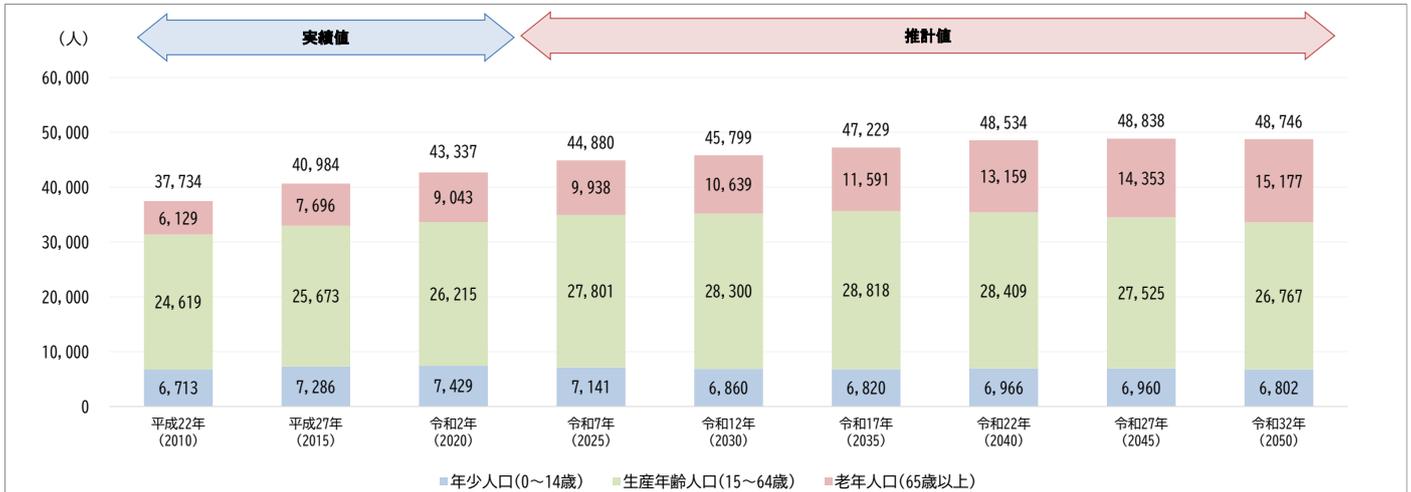
「若者」については、思春期（中学生年代からおおむね18歳まで）及び青年期（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満、施策の一部については40歳未満）の者としてします。



2 本町の状況

(1) 人口の推移及び推計

第7期菊陽町総合計画における推計によると、令和27年までは総人口は増加する予測となっており、令和32年の総人口は48,746人、年少人口(0~14歳)は6,802人、総人口に占める年少人口割合は14.0%となる見込みとなっています。



出典：国勢調査（平成22年～令和2年）、第7期菊陽町総合計画推計値（令和7年～令和32年）

(2) 出生数の状況

出生数は減少傾向で推移しており、令和4年は431人となっています。

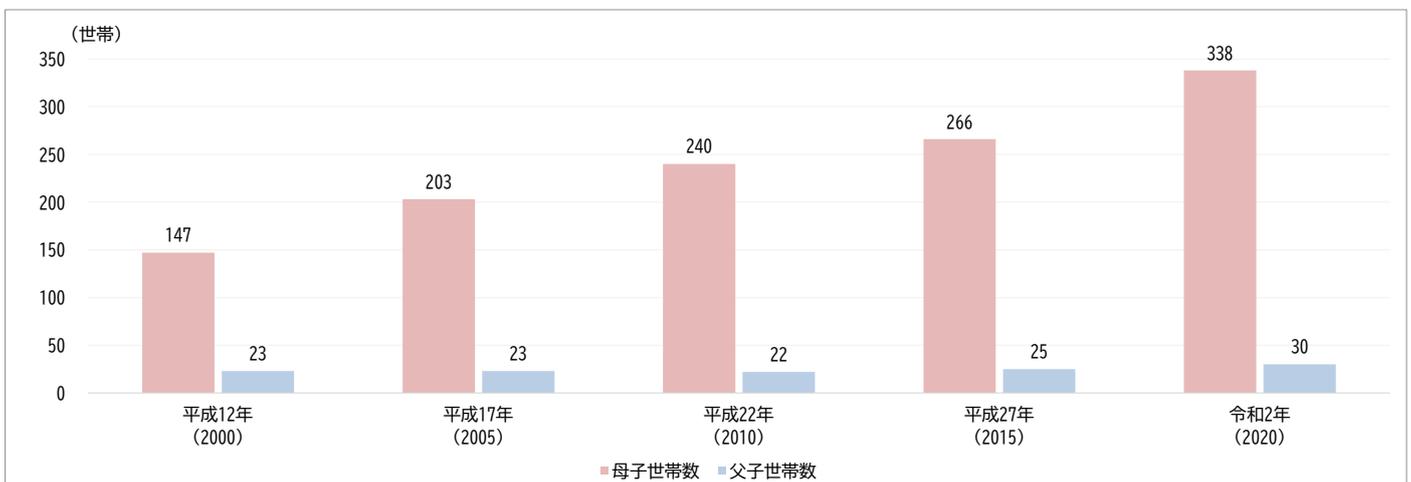
(単位：人)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
出生数	504	484	457	462	431

出典：熊本県人口動態調査

(3) ひとり親家庭数の状況

令和2年の母子世帯数は338世帯、父子世帯数は30世帯で、ともに増加傾向にあります。



出典：国勢調査

3 施策の体系

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向け、こども・若者や子育て当事者に寄り添い、ともに進んでいくことで、こどもや若者が夢と希望を持って、健やかに安心して暮らすことのできるまちを目指すため、次の基本理念を設定します。また、基本理念の実現に向けて、5つの基本目標を定め施策の展開を図ります。

基本理念	基本目標	具体的な取組
こども・若者の成長をともに支え、みんなの笑顔がひかり輝くまちをきくよう	I ライフステージ別の施策	
	基本目標1 こどもを生き育てることができるまちづくり (こどもの誕生前から幼児期まで)	1 親と子の健康づくりに向けた支援 2 乳幼児期の教育・保育の充実 3 妊娠・出産や子育てに関する相談・情報発信体制の充実
	基本目標2 こどもが成長できるまちづくり (学童期・思春期)	1 こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い教育の推進 2 居場所づくり 3 小児医療体制や心身の健康等についての情報提供 4 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
	基本目標3 若者が自立できるまちづくり (青年期)	1 未来へ踏み出す若者応援 2 出会いや結婚への支援
	II ライフステージを通じた施策	
	基本目標4 全てのこどもが幸せな状態で成長できるまちづくり	1 生活に困難を抱える子育て家庭などへの支援 2 障がいや発達に不安のあるこどもへの支援 3 児童虐待防止対策と社会的養護の推進 4 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組 5 こども・若者の権利の尊重 6 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
	III 子育て当事者への支援に関する施策	
	基本目標5 子育て当事者がこどもに向き合えるまちづくり	1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減 2 地域子育て支援、家庭教育支援 3 共働き・共育ての推進

4 施策の展開

I ライフステージ別の施策

基本目標1 こどもを生き育てることができるまちづくり

1 親と子の健康づくりに向けた支援

妊娠から出産後までこどもの生涯にわたる心と身体 の健康づくりに向け、ライフステージに応じた健康づくり、各種健康診査や産後の支援体制、小児医療体制の確保に取り組みます。

2 乳幼児期の教育・保育の充実

乳幼児期の発達 の特性を踏まえ、幼児教育・保育の基本である遊びと学びの充実を図りながら「生きる力」の基礎を育みます。

3 妊娠・出産や子育てに関する相談・情報発信体制の充実

相談窓口の体制強化や子育てに関する情報の周知啓発を行い、関係機関と連携しながら、相談を受けた後も切れ目のない支援に取り組みます。

基本目標2 こどもが成長できるまちづくり

1 こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い教育の推進

技術革新やグローバル化に対応した資質・能力の育成に向けた教育を推進するとともに、全てのこどもに学びの機会を確保することで、こどもが安心して過ごし学ぶことのできる教育環境づくりを進めます。

2 居場所づくり

誰一人取り残さず、こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、こども・若者の声を聴きながら居場所づくりを推進します。

3 小児医療体制や心身の健康等についての情報提供

こどもが休日・夜間を含めいつでも安心して医療サービスを受けられるように、町ホームページによる周知を継続して行います。また、性と健康に関する教育や普及啓発・相談支援を進めます。

4 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育

こども・若者が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けることに資する取組を推進します。

基本目標3 若者が自立できるまちづくり

1 未来へ踏み出す若者応援

若者のキャリア形成を図り、新たなことにチャレンジしていけるよう応援します。また、悩みや不安を抱える若者が、自らのペースで歩みを進められるよう、一人ひとりに合った支援を行います。

2 出会いや結婚への支援

結婚情報の発信や熊本連携中枢都市圏で実施する結婚支援事業への参加について検討し、結婚を希望する人への支援に取り組みます。

Ⅱ ライフステージを通じた施策

基本目標4 全てのこどもが幸せな状態で成長できるまちづくり

1 生活に困難を抱える子育て家庭などへの支援

教育の機会均等を図るため、こどもの学習支援の活用や、教育、生活の安定、保護者の就労、経済的支援を進めます。

2 障がいや発達に不安のあるこどもへの支援

障がいのあるこども・若者や発達に不安のあるこどもを支援するため、それぞれの特性や状況に応じたサービス提供を行います。また、家族に寄り添った継続的な支援を行います。

3 児童虐待防止対策と社会的養護の推進

児童虐待を受けたこどもやその家族、要保護児童、ヤングケアラーなど、支援が必要なこどもや家庭に寄り添いながら、個々の状況に応じた必要なサービスを提供できる相談体制の充実を図ります。

4 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

誰も自殺に追い込まれることのないよう、生きることの包括的な支援として、こども・若者への自殺対策を推進します。また、有害環境対策、防犯・交通安全対策、防災対策等を進めます。

5 こども・若者の権利の尊重

こども・若者の権利の啓発による意識の醸成や、理解の促進を社会全体で共有し、こども・若者や子育て世帯の意見を聴き、施策に反映させる取組を進めます。

6 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

創造力や好奇心などを育むため、民間団体、民間企業等と連携・協働して、自然体験、職業体験、環境体験など多様な体験活動の機会に取り組みます。

Ⅲ 子育て当事者への支援に関する施策

基本目標5 子育て当事者がこどもに向き合えるまちづくり

1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

子育てにかかる経済的な支援を行うとともに、ゆとりを持ってこどもと向き合い、保護者の選択に基づき必要な保育を受けられるような環境づくりを推進します。

2 地域子育て支援、家庭教育支援

地域の中で子育て家庭が支えられるよう、在宅で子育てをしている家庭を含めて全てのこどもと家庭を対象として、虐待予防の観点からも、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を推進します。

3 共働き・共育での推進

共働き・共育での推進に向け、子育て家庭への更なる支援の充実を図ります。また、子育てしやすい就労環境づくりを推進していきます。

5 事業計画

(1) 教育・保育事業の量の見込み及び確保方策

保護者がこどものための教育・保育施設を利用するには、国が定める「保育を必要とする事由」に基づいて、市町村の認定を受ける必要があります。認定区分は以下の3区分です。

認定区分	年齢	対象	保育の必要性	利用できる施設
1号認定	3～5歳	・専業主婦（夫）家庭 ・短時間就労家庭など	無（教育を希望）	幼稚園、認定こども園など
2号認定	3～5歳	・共働き家庭など	有	保育園、認定こども園など
3号認定	0～2歳	・共働き家庭など	有	保育園、認定こども園、 地域型保育事業など

【年度ごとの量の見込み及び確保方策】

① 1号認定

(単位：人)

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	309	289	266	255	253
②確保方策（利用定員）	472	472	472	472	472
過不足（②-①）	163	183	206	217	219

② 2号認定

(単位：人)

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	883	825	760	728	721
②確保方策（利用定員）	963	963	963	963	963
過不足（②-①）	80	138	203	235	242

③ 3号認定

(単位：人)

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	571	565	577	570	565
②確保方策（利用定員）	693	693	693	693	693
過不足（②-①）	122	128	116	123	128

(2) 地域子ども・子育て支援事業

①延長保育事業

保育認定を受けたこどもの通常の利用日及び利用時間以外に認定こども園や保育所等で保育を行う事業です。利用のニーズに応じて引き続き事業に取り組み、量の見込みを確保します。

②放課後児童健全育成事業

保護者の就労や疾病等の理由で、放課後に家庭で保護することができない小学生の保育を行う事業です。定員の弾力的運用及び放課後児童クラブ施設の整備を行っていきます。

③子育て短期支援事業

保護者の病気や出張、冠婚葬祭等により、家庭においてこどもを養育することが一時的に困難になった場合、児童養護施設等で一定期間、養育・保護を行う事業です。町外5箇所の施設及び町内外2箇所の里親への委託により実施します。

④地域子育て支援拠点事業

保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談や園庭開放等を行う事業です。町内4箇所での実施を継続するとともに、東部地区における整備を検討します。

⑤一時預かり事業

保育認定を受けないこどもの通常の利用時間以外に認定こども園や幼稚園で保育を行う事業です。私立保育所等7施設及び町立保育所みどり園において実施します。

⑥子育て援助活動支援事業

子育て中の保護者等を会員として、こどもの預かり等の援助を受けたいものと援助を行いたいものとの相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。町社会福祉協議会に委託して実施します。

⑦病児・病後児保育事業

急な病気や病気からの回復期などで、集団保育が困難なこどもを一時的に保育する事業です。ふれあい交流・福祉支援センター「病後児保育室こあら」、菊陽中部クリニック「病後児保育室ゆーかり」及び熊本市と菊陽町の病児・病後児保育の相互利用事業で実施します。

⑧利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で相談や情報提供等を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業です。特定型は子育て支援課、こども家庭センター型はこども家庭相談課及び健康・保険課で実施します。

⑨妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、「健康状態の把握」、「検査計測」、「保健指導」を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。熊本県内の委託医療機関で対応します。

⑩乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。町健康・保険課職員（保健師・看護師）の訪問により実施します。

⑪養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク強化事業

養育支援訪問事業は養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の養育能力を向上させるための支援を行う事業です。子どもを守る地域ネットワーク強化事業は要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、関係機関等の専門性強化と、関係機関相互の連携強化を図る取組を実施する事業です。必要なケースが発生した場合、支援員及び相談員の確保を行います。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき教育・保育に必要な物品の購入に要する経費及び行事への参加に要する費用等の助成を行う事業です。新制度未移行幼稚園に通う低所得世帯や多子世帯の児童の保護者を対象に、副食材料費（おかず・おやつの費用）相当分を助成します。

⑬多様な事業所の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進する事業です。

⑭子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭等を訪問し、家庭や養育環境を整え、虐待リスクなどの高まりを未然に防ぐ事業です。町社会福祉協議会に委託して実施します。

⑮児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、関係機関へのつなぎを行うなどの個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。既存事業を活用しながら新たな支援を検討します。

⑯親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。町こども家庭相談課で実施します。

⑰妊婦等包括相談支援事業

妊娠・出産と子育てにかかる経済的負担軽減（経済的支援）と妊産婦及び乳幼児とその家族に対して面談などにより情報提供や相談等（伴走型相談支援）を一体的に行う事業です。町健康・保険課職員（保健師・看護師・助産師）で実施します。

⑱産後ケア事業

出産後1年未満の母子に対して、「訪問型」、「宿泊型」、「通所型」による心身のケアや育児のサポート等を行い、育児の不安や負担を軽減し、産後も安心して子育てができるよう支援サービスを提供する事業です。医療機関、助産所に委託して実施します。

⑲乳児等通園支援事業

保育所等に通園していないこどもについて保護者の就労要件を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で保育園等において定期的な預かりを行う事業です。令和8年度から実施します。

菊陽町 子育て支援課

TEL 096-232-2202